

びわこリハビリテーション専門職大学
公共交通機関不通および暴風警報等発令時における授業・試験等の取扱い

〔2020 年 4 月 1 日制定〕
直近改訂 2026 年 9 月 1 日

学則第 11 条第 2 項に基づき、交通機関が不通の場合(JR 琵琶湖線 京都駅～長浜駅及び近江鉄道全線)および暴風警報、暴風雪警報、特別警報又は警戒レベル 4 相当、警戒レベル 5 相当(以下、警報等という)が発表された場合、授業、試験の実施及び臨地実務実習については、以下の処置をとる。

1. 公共交通機関の不通(原因の如何を問わず)の取扱い

【開通時刻と授業・試験開始時限】

開通時刻	授業・試験開始時限
6 時 01 分から 10 時 30 分までに開通	1、2 時限目休講。3 時限から実施
10 時 31 分以降に開通	全時限休講

○対象となる公共交通機関は JR 琵琶湖線 京都駅～長浜駅及び近江鉄道全線

2. 気象警報発表時の取扱い

滋賀県に暴風警報、暴風雪警報、特別警報又は警戒レベル 4 相当、警戒レベル 5 相当が発表された場合、休講とする。

【表 1. 警戒レベルと大学の対応】

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	大学の対応
警戒レベル 5 相当	レベル 5 氾濫特別警報	レベル 5 大雨特別警報	レベル 5 土砂災害特別警報	レベル 5 高潮特別警報	休講
警戒レベル 4 相当	レベル 4 氾濫危険警報	レベル 4 大雨危険警報	レベル 4 土砂災害危険警報	レベル 4 高潮危険警報	
警戒レベル 3 相当	レベル 3 氾濫警報	レベル 3 大雨警報	レベル 3 土砂災害警報	レベル 3 高潮危険警報	通常授業
警戒レベル 2	レベル 2 氾濫注意報	レベル 2 大雨注意報	レベル 2 土砂災害注意報	レベル 2 高潮注意報	
警戒レベル 1	早期注意情報				

【表 2. 特別警報及び警報と大学の対応】

	特別警報・警報の種類	大学の対応
特別警報	暴風・波浪・大雨・暴風雪	休講
警報	暴風・暴風雪	
警報	波浪・大雪	通常授業
注意報	強風・波浪・大雪・濃霧・雷・乾燥・なだれ・着氷・着雪・霧・低温・融雪	

【解除時刻と授業・試験開始時限】

解除時刻	授業・試験開始時限
6 時 01 分から 10 時 30 分までに解除	1、2 時限目休講。3 時限から実施
10 時 31 分以降に解除	全時限休講

- 試験時間中にこの処置が適用された場合、当該試験に関しては別に掲示により指示する。
- 授業時間中に警報等が発表された場合は、学長が判断、指令する。
- 学生が居住している地域若しくは学生の通学経路及び実習先で、表 1、表 2 の休講に該当する警報等が発表された場合は、学校が開校していてもその学生は通学してはいけない。

3. スクールバスの運行について

スクールバスは上記授業開始時限に合わせ運行する。

4. その他

上記にかかわらず、運休計画・台風や大雪の可能性が高いと判断した場合、前日までに休講の判断をする場合がある。学生の事故防止のため、学長が必要と認めた場合、休講等の処置を講ずることがある。

5. 学生支援グループは、休講、授業再開等について学長の判断を仰ぎ、学部長、学科長に報告する。学科長は各学科に所属する教員に連絡を行う。

非常勤講師には、事前に学生支援グループから上記の取扱いについて通知しておくとともに必要に応じて当該教員に連絡する。